



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第30号

目次

条 例

○栃木県県税条例等の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第44号）

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県県税条例関係

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の税率を次のとおり見直すこととしました。（第56条関係）

ア イ以外の法人

付加価値割	100分の1.2（現行100分の0.72）	
資本割	100分の0.5（現行100分の0.3）	
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9（現行100分の3.1）
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7（現行100分の4.6）
	所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6（現行100分の6）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

付加価値割	100分の1.2（現行100分の0.72）
資本割	100分の0.5（現行100分の0.3）
所得割	100分の3.6（現行100分の6）

(2) 資本金1億円超の普通法人の法人事業税の特例措置について、所得割の税率を次のとおり引き下げることにしました。（附則第24条の2関係）

ア イ以外の法人

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3（現行100分の1.6）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5（現行100分の2.3）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7（現行100分の3.1）

イ 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

所得金額	100分の0.7（現行100分の3.1）
------	----------------------

- (3) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県県税条例等の一部を改正する条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、2は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十四号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「若しくは県内の郵便局その他規則で定める郵便局」を削る。

第十六条第一項中「、規則で定める場合を除き」を削る。

第五十六条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第二十四条の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「、百分の四・六」を「、百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第二十八条第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「附則第十二条の三第六項各号」を「附則第十二条の三第三項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第十二条の三第七項」を「附則第十二条の三第四項」に、「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第六十六条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円

	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百万円	一万二千万円
	二万七千二百万円	一万四千万円
	四万七百万円	二万五百万円
第百六条第一項第一号ロ	二万九千五百万円	一万五千万円
	三万四千五百万円	一万七千五百万円
	三万九千五百万円	二万円
	四万五千万円	二万二千五百万円
	五万千万円	二万五千五百万円
	五万八千万円	二万九千万円
	六万六千五百万円	三万三千五百万円
	七万六千五百万円	三万八千五百万円
	八万八千万円	四万四千万円
	十一万千万円	五万五千五百万円
第百六条第一項第二号イ	六千五百万円	三千五百万円
	九千円	四千五百万円
	一万二千万円	六千万円
	一万五千万円	七千五百万円
	一万八千五百万円	九千五百万円
	二万二千万円	一万千万円
	二万五千五百万円	一万三千万円
	二万九千五百万円	一万五千万円
	四千七百万円	二千四百万円
第百六条第一項第二号ロ	八千円	四千万円
	一万千五百万円	六千万円
	一万六千万円	八千万円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万五千五百万円	一万三千万円
	三万円	一万五千万円
	三万五千万円	一万七千五百万円
	四万五百万円	二万五百万円
	六千三百円	三千二百円

第百六条第一項第二号八(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第百六条第一項第二号八(2)	一万二千元	五千五百円
	二万六百元	一万五百円
第百六条第一項第三号イ(1)	一万二千元	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第百六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千円
	三万八千元	一万九千円
	四万四千元	二万二千元
	五万五千元	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
第百六条第一項第三号ロ	六万四千元	三万二千元
	三万三千元	一万六千五百円
	四万千元	二万五百円
	四万九千元	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千円
第百六条第一項第四号	八万三千元	四万五千五百円
	四千五百円	二千五百円
第百六条第一項第五号イ	六千円	三千円
	一万三千六百円	一万二千元
	一万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八百元	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万二千二百円	三万千円
七万四千元	三万五千五百円	

	八万八千八百円	四万四千五百円
第百六条第一項第五号ロ(1)	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
第百六条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百六条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第二十八条中第六項を第三項とする。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中栃木県県税条例第五十六条及び附則第二十四条の二の改正規定を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条第一項中「施行日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「旧条例」を「第一条による改正前の栃木県県税条例(以下「旧条例」という。)」に改め、同条第四項中「二十八年新法」を「改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例(以下「新条例」という。)第五十六条第一項及び第三項並びに附則第二十四条の二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人(他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。以下この条において同じ。)で除して計算した金額。以下この条において「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。)が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた新条例第五十六条第一項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第五十八条の規定により申告納付すべき事業税額(以下この条において「平成二十八年度分法人事業税額」という。)から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の栃木県県税条例(以下「旧条例」という。)第五十六条第一項第一号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第一項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新条例第五十六条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第一項第一号ハの表の下欄

に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

4 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた新条例第五十六条第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

額)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第三項第一号ハに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

- 5 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第二十八条の規定は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第四条 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他新法、改正法第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)又は改正法第八条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例又は第二条の規定による改正後の栃木県県税条例等の一部を改正する条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)